第三十七条の四の十三の次に次の二条を加える。

（葉たばこを原料の全部又は一部としたものを直接加熱する方法）

第三十七条の四の十四　法第八十八条第一項第一号に規定する財務省令で定めるところにより直接加熱することは、当該加熱式たばこに係る喫煙用具の熱源を用いて当該葉たばこ（たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第二号に規定する葉たばこをいう。次条第一号において同じ。）を原料の全部又は一部としたものを直接加熱することによるものとする。

（加熱式たばこの重量の計算から除外されるものの範囲）

第三十七条の四の十五　法第八十八条第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、フィルター（当該フィルターに次に掲げるものが含まれている場合には、これらのものを除く。）のほか、次に掲げるもの以外のものとする。

一　葉たばこ

二　加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物

三　前二号に掲げるもののほか、香味を付けること等により喫煙の効用に直接的な影響を与えるものと認められるもの

第四十条中「次条から第四十条の四まで、第四十条の六及び第四十条の七」を「次条から第四十条の七まで」に改める。

第四十条の三を次のように改める。

第四十条の三　削除

別表第三㈠の表の備考３㈢、別表第三㈡の表の備考３⑺、別表第三㈢の表の備考３⑽、別表第三㈣の表の備考３⑻、別表第三㈤の表の備考３⑽㋑、別表第三㈥の表の備考３⑺、別表第三㈦の表の備考３⑼、別表第三㈧の表の備考３⑺、別表第三㈨の表の備考２⑽、別表第三㈩の表の備考６、別表第五の表の備考２⑴及び別表第六㈠の表の備考２⑼中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

別表第七㈢の表の備考１中「第37条の14第34項」を「第37条の14第35項」に改め、同表の備考２⑴中「第37条の14第22項」を「第37条の14第23項」に、「同条第24項」を「同条第25項」に、「同条第22項」を「同条第23項」に改め、同表の備考２⑻ロ中「第37条の14第26項」を「第37条の14第27項」に改める。

別表第十一㈠の備考２⑸、別表第十一㈡の備考２⑸ロ、別表第十一㈢の備考２⑵、別表第十一㈣の備考２⑵、別表第十一㈤の備考２⑷、別表第十二㈠の備考２⑸、別表第十二㈡の備考２⑸ロ、別表第十二㈢の備考２⑵、別表第十二㈣の備考２⑵、別表第十二㈤の備考２⑷及び別表第十四㈠の備考３中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成十七年財務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成十七年財務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項第一号イ中「（金融商品取引業等に関する内閣府令」を「（金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第八号）第一条の規定による改正前の金融商品取引業等に関する内閣府令」に改め、「契約締結時交付書面又は」の下に「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第八号）第十四条の規定による改正前の」を加え、「同令」を「金融商品取引業等に関する内閣府令」に改める。

（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第二項中「第三十七条の十四第三十四項」を「第三十七条の十四第三十五項」に改める。

（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和六年財務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和六年財務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の十九第一項第三号の改正規定中「第四十条第四項第三号」を「第四十条第四項第四号」に改め、同条第二項第三号を改め、同項第四号を改め、同条第三項を改め、同条第三十二項を改め、同項第一号を改め、同項第二号及び第四号を改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十一項を改め、同項第一号を改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十項を改め、同項第一号を改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十九項を改め、同項第一号を改め、同項第二号を改め、同項第三号を改め、同項を同条第三十三項とし、同項の次に一項を加える改正規定を次のように改める。

第十八条の十九第二項中「決定（」を「決定又は同意（」に、「決定を」を「決定又は同意を」に、「決定に」を「決定又は同意に」に改め、同項第三号中「第六項第一号」を「第八項第一号」に改め、同項第四号中「第六項第二号」を「第八項第二号」に改め、同項に次の一号を加える。

六　施行令第二十五条の十七第七項第二号へに掲げる公益法人等　当該資産を同号へに規定する方法により管理することについての当該公益法人等に係る公益信託の合議制の機関の決定又は当該公益信託の信託管理人（公益信託に関する法律第四条第二項第二号に規定する信託管理人をいう。以下この条において同じ。）の同意

第二十七条の二第六項第二号	第四項の事業者	租税特別措置法施行規則第三十七条の四の十二第二項において準用する第四項の酒類製造者
	その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない	当該酒類製造者が経営する輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該酒類製造者が同条第二項の規定による読替え前のこの項に規定する届出書を併せて提出するとき（当該届出書を提出すべき税務署長と当該輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長とが異なる場合に限る。）は、当該届出書を提出すべき税務署長を経由して提出することができる
	第四項	租税特別措置法施行規則第三十七条の四の十二第二項において準用する第四項